部長及び参事官
殿
所　　属　　長

警 務 発 第 ５ ６ 号
（情管）
令和８年１月19日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

生成ＡＩ利用環境の試行利用について（通達乙）

生成ＡＩ利用環境については、警察庁が業務の合理化・高度化を目的に、警察庁ＷＡＮシステム端末装置から接続して生成ＡＩによる各種機能が利用できる環境を構築し、その活用可能性を検証のうえ、同庁内において運用してきたところであるが、このたび、県警察における生成ＡＩ利用環境の試行利用を開始することとし、別添のとおり「生成ＡＩの試行利用に係る実施要領」を定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

生成ＡＩ利用環境の試行利用に係る実施要領

第１　趣旨

この要領は、生成ＡＩ利用環境の試行利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　用語の定義

この要領における用語の意義は、次に定めるもののほか、「高知県警察における情報セキュリティに関する訓令」（平成16年６月本部訓令第10号）及びこれに基づいて定められた規程（以下「高知県警察情報セキュリティポリシー」という。）における用語の例による。

１　土佐ＮＥＴ

「高知県警察ＷＡＮシステム運用要領の制定について（通達乙）」（令和７年３月27日情管発第44号）に規定する高知県警察ＷＡＮシステムをいう。

２　生成ＡＩ利用環境

土佐ＮＥＴ端末から接続して生成ＡＩ（新しい成果物を生成する人工知能に係る技術の総称をいう。）による文章作成、質問応答、文章翻訳、プログラムコード生成等の機能が利用できる環境をいう。

３　利用者権限

生成ＡＩ利用環境の機能を利用するために必要な権限をいう。

４　利用者

利用者権限を与えられた者をいう。

第３　管理体制

１　運用管理体制

(1)　警察庁に運用管理者を置き、警察庁長官官房技術企画課長をもって充てる。

(2)　運用管理者は、生成ＡＩ利用環境の運用管理及び情報セキュリティの維持に関する事務のほか、当該事務を実施するために必要となる機器の運用管理を行う。

２　利用管理体制

(1)　県警察に利用責任者を置き、警察本部の警務課長をもって充てる。

(2)　利用者がいる所属に利用管理者を置き、所属長をもって充てる。

(3)　利用責任者は、各利用管理者と連携し、生成ＡＩの利用環境の適正かつ効果的な利用に努めるとともに、利用に係る指導及び調整を行うものとする。

(4)　利用管理者は、当該所属における適正かつ効果的な利用に努めるものと

する。

第４　実施期間

試行利用の実施期間は、令和８年12月末までとする。

なお、実施期間を延長する場合は、運用管理者が別途通知する。

第５　利用時間

生成ＡＩ利用環境は、原則として24時間利用できる。ただし、保守、機能追加等のため運用を停止する必要がある場合はこの限りでない。

第６　障害等発生時の措置

１　運用管理者は、生成ＡＩ利用環境の障害を認知した場合は、利用者に周知するとともに、障害復旧のために必要な措置をとるものとする。

２　運用管理者は、生成ＡＩ利用環境の負荷の状況等を踏まえ、必要な調整を行うことができるものとする。

第７　主体認証

生成ＡＩ利用環境の主体認証は、識別コード及びパスワードを用いる。

第８　利用者権限の付与の申請等

１　利用者権限の付与の申請

(1)　利用責任者は、職員に利用権限を付与する必要がある場合は、運用管理者が別途通知する方法により運用管理者に申請するものとする。

(2)　運用管理者は、(1)の申請に基づき、必要と認める場合は、利用者権限の登録を行う。

(3)　利用責任者は、運用管理者から利用者権限の登録に関する連絡を受けた場合は、利用管理者にその旨を通知する。

２　利用者権限の抹消の届出

(1)　利用管理者は、所属の利用者に異動（出向、退職等により県警察職員としての身分を失う場合を含む。）その他利用者権限を保有する必要性がなくなった場合は、利用責任者に通知するものとする。

(2)　利用責任者は、運用管理者が別途通知する方法により運用管理者に当該利用者の利用者権限の抹消に係る届出を行うものとする。

(3)　運用管理者は、(2)の届出に基づき、利用者権限の抹消を行う。

第９　遵守事項

１　利用者は、職務を遂行する目的以外の目的で不正に生成ＡＩ利用環境を利用してはならない。

２　利用者は、自己の識別コードにより他人に生成ＡＩ利用環境を利用させ、又は他の利用者の識別コードを用いて生成ＡＩ利用環境を利用してはならない。

３　利用者は、１及び２に掲げる事項のほか、生成ＡＩ利用環境の安全性又は

有効性を低下させる行為を行ってはならない。

4　利用者は、生成ＡＩ利用環境を利用する場合は、「「警察における生成ＡＩ利活用ガイドライン」の策定について（通達乙）」（令和７年９月３日情管発第154号）に規定する事項に留意しなければならない。

第10　ログに関する管理

1　運用管理者は、生成ＡＩ利用環境の運用状況に係るログ（利用者が生成ＡＩ利用環境へ入力した内容及び生成ＡＩ利用環境から利用者に出力された内容の一部又は全部を含む。）を取得し、必要な期間保存する。

2　運用管理者は、取得したログの保存期間中、必要に応じて分析を行うことができる。

第11　その他

1　情報セキュリティ

この要領に定めるもののほか、情報セキュリティに関して実施する運用管理対策、物理的対策、技術的対策その他の対策については、高知県警察情報セキュリティポリシーに定めるところによる。

2　管理対象情報の分類

生成ＡＩ利用環境で取り扱うことのできる管理対象情報の分類については次のとおりとする。

	機密性	完全性	可用性
管理対象情報の分類	２（中）	２（高）	２（高）

3　細目的事項の委任

この要領に定めるもののほか、生成ＡＩ利用環境の運用管理に関し、必要な細目的事項は、運用管理者が定める。

4　質疑、応答等

(1)　運用、権限付与等について　警務課企画係　2662・2663

(2)　機能、不具合等について　情報管理課デジタル化推進室　2422・2423